
*
* 柏原市議会定例会議案 *
*
* 令和 6 年 第 2 回 *
*

(令和6年6月3日)

目 次		
令和6年6月3日 定例会		
議案等番号	議 案 等 名	ページ
報 告 第 7 号	専決処分報告について 「令和6年専決第6号 令和5年度柏原市一般会計補正予算（第15号）」	1
報 告 第 8 号	専決処分報告について 「令和6年専決第7号 柏原市市税条例の一部改正について」	13
報 告 第 9 号	専決処分報告について 「令和6年専決第8号 損害賠償の額の決定について」	28
報告第10号	専決処分報告について 「令和6年専決第9号 損害賠償の額の決定について」	30
報告第11号	令和5年度柏原市一般会計予算の繰越明許費繰越計算報告について	32
報告第12号	令和5年度柏原市介護保険事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算報告について	35
報告第13号	令和5年度柏原市下水道事業会計予算の繰越しについて	37
議案第33号	工事請負契約の締結について	39
議案第34号	工事請負契約の締結について	40
議案第35号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について	41
議案第36号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	43
議案第37号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	44
議案第38号	柏原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	45

議案第 3 9 号	柏原市市税条例の一部改正について	4 7
議案第 4 0 号	令和 6 年度柏原市一般会計補正予算（第 1 号）	4 9
議案第 4 1 号	令和 6 年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）	6 1
議案第 4 2 号	令和 6 年度柏原市市立柏原病院事業会計補正予算（第 1 号）	6 6

報告第 7 号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

記

令和 6 年専決第 6 号 令和 5 年度柏原市一般会計補正予算（第 15 号）

令和6年専決第6号

令和5年度柏原市一般会計補正予算（第15号）

令和5年度柏原市の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,558千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,150,702千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月29日専決

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		5,896,705	1,967	5,898,672
	1 地方交付税	5,896,705	1,967	5,898,672
15 府支出金		2,120,942	25,500	2,146,442
	2 府補助金	368,663	25,500	394,163
16 財産収入		20,811	26,917	47,728
	1 財産運用収入	16,776	3	16,779
	2 財産売却収入	4,035	26,914	30,949
19 諸収入		1,230,188	△ 26,352	1,203,836
	3 貸付金元利収入	288,590	1,228	289,818
	5 雑収入	923,635	△ 27,580	896,055
22 自動車取得税交付金		0	1,526	1,526
	1 自動車取得税交付金	0	1,526	1,526
歳入合計		31,121,144	29,558	31,150,702

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		3,287,158	26,914	3,314,072
	1 総 務 管 理 費	2,598,701	26,914	2,625,615
5 農 林 水 産 業 費		112,197	646	112,843
	2 林 業 費	10,333	646	10,979
8 消 防 費		937,426	767	938,193
	1 消 防 費	937,426	767	938,193
9 教 育 費		2,882,465	1,231	2,883,696
	1 教 育 総 務 費	805,292	1,231	806,523
歳 出 合 計		31,121,144	29,558	31,150,702

令和 5 年度柏原市一般会計補正予算（第 1 5 号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補正額	計	節		説 明
							区 分	金 額	
10			地方交付税	5,896,705	1,967	5,898,672			
	1		地方交付税	5,896,705	1,967	5,898,672			
		1	地方交付税	5,896,705	1,967	5,898,672			
							1 地方交付税	1,967	特別交付税

(款) 15 府支出金

(項) 2 府補助金

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補正額	計	節		説 明
							区 分	金 額	
15			府支出金	2,120,942	25,500	2,146,442			
	2		府補助金	368,663	25,500	394,163			
		1	総務費府補 助金	7,855	25,500	33,355			
							1 総務管理費補助金	25,500	振興補助金

(款) 16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補正額	計	節		説 明
							区 分	金 額	
16			財産収入	20,811	26,917	47,728			
	1		財産運用収入	16,776	3	16,779			
	2		利子及び配当金	887	3	890			
							1 利子及び配当金	3	奨学基金

(項) 2 財産売払収入

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補正額	計	節		説 明
							区 分	金 額	
	2		財産売払収入	4,035	26,914	30,949			
	1		不動産売払収入	4,000	26,914	30,914			
							1 土地売払収入	26,914	土地売払収入

(款) 19 諸収入

(項) 3 貸付金元利収入

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補正額	計	節		説 明
							区 分	金 額	
19			諸収入	1,230,188	△ 26,352	1,203,836			
	3		貸付金元利収入	288,590	1,228	289,818			
	2		奨学金貸付金元金収入	1,589	1,228	2,817			
							1 奨学金貸付金元金収入	1,228	奨学金貸付金返還金

(項) 5 雑入

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補正額	計	節		説 明
							区 分	金 額	
	5		雑入	923,635	△ 27,580	896,055			
	2		雑入	922,505	△ 27,580	894,925			
							1 雑入	△ 27,580	その他雑入

(款) 2 2 自動車取得税交付金

(項) 1 自動車取得税交付金

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補正額	計	節		説 明
							区 分	金 額	
22			自動車取得 税交付金	0	1,526	1,526			
	1		自動車取得 税交付金	0	1,526	1,526			
		1	自動車取得 税交付金	0	1,526	1,526			
							1 自動車取得税交付 金	1,526	自動車取得税交付金

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2		総務費	3,287,158	26,914	3,314,072		26,914			
	1	総務管理費	2,598,701	26,914	2,625,615		26,914			
	4	財産管理費	1,207,561	26,914	1,234,475		26,914			
								24 積立金	26,914	8 基金 公共施設等整備基金積立金

(款) 5 農林水産業費

(項) 2 林業費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
5		農林水産業費	112,197	646	112,843		646			
	2	林業費	10,333	646	10,979		646			
	1	林業振興費	10,333	646	10,979		646			
								24 積立金	646	3 基金 森林環境譲与税基金積立金

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
8	1		消防費	937,426	767	938,193		767			
			消防費	937,426	767	938,193		767			
		1	常備消防費	858,070	69	858,139		69			
									18 負担金、補助及び交付金	69	2 柏羽藤消防組合負担金 消防広域化初期費用負担金
		3	防災費	29,916	698	30,614		698			
									27 繰出金	698	4 水道事業会計繰出金

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
9			教育費	2,882,465	1,231	2,883,696	1,231				
	1		教育総務費	805,292	1,231	806,523	1,231				
		3	奨学基金費	1,601	1,231	2,832	その他				
						1,231			20 貸付金	△ 1,200	1 奨学基金貸付事業
									24 積立金	2,431	奨学金貸付金 △ 1,200
											2 基金
											奨学基金積立金 2,431

報告第 8 号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

記

令和 6 年専決第 7 号 柏原市市税条例の一部改正について

令和6年専決第7号

柏原市市税条例の一部改正について

柏原市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月30日専決

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 13 号

柏原市市税条例の一部を改正する条例

柏原市市税条例(平成2年柏原市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第44条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第44条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第77条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第77条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第117条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第117条第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」

という。) の第 19 条、第 21 条から第 22 条の 3 まで、附則第 5 条第 2 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項、前条及び附則第 9 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第 22 条第 2 項、第 41 条の 5 第 1 項及び前条の規定の適用については、第 22 条第 2 項及び前条中「附則第 5 条の 6 第 2 項」とあるのは「附則第 5 条の 6 第 2 項及び附則第 5 条の 8 第 6 項」と、第 41 条の 5 第 1 項中「課した」とあるのは「附則第 7 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第 7 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和 6 年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第 7 条の 6 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第 31 条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第 1 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の府民税の額（法附則第 5 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の府民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を 4 で除して得た金額（当該金額に 1, 000 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 1, 000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に 3 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除

した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第30条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第30条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第30条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普

通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

- 2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第41条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第41条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第41条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別

税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第41条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特

別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第41条の4の規定の適用について

は、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第41条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した

残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の第４１条の５第２項の規定により読み替えられた第４１条の２第１項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

- ４ 前項の規定の適用がある場合における第４１条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第７条の７第３項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- ５ 令和６年度分の個人の市民税につき第４１条の６第１項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和７年度分の個人の市民税の特別税額控除)

- 第７条の８ 令和７年度分の個人の市民税に限り、法附則第５条の１２第３項及び第４項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和７年度分特別税額控除額を、同条第３項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第１９条、第２１条から第２２条の３まで、附則第５条第２項、附則第７条第１項、附則第７条の３の２第１項、附則第７条の４及び附則第９条の２の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第８条第２項中「前条」を「附則第７条の４」に改め、同条第３項中「第２２条の３第１項」の次に「、附則第７条の５第１項及び前条」を加え、「同項中」を「第２２条の３第１項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第７条の５第１項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第８条第２項及び」と、前条中「附則第７条の４及び」とあるのは「附則第７条の４、次条第２項及び」とする」に改める。

附則第 10 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 10 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 11 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 11 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 13 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 13 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 17 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 17 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 18 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 18 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 18 条の 3 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 18 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 18 条の 4 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 18 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 18 条の 4 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 18 条の 4 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 18 条の 5 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 18 条の 5 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 18 条の 5 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 18 条の 5 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 2 第 7 項を削り、同条第 6 項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号」を「附則第 15 条第 25 項第 4 号」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 法附則第 15 条第 25 項第 2 号に規定する条例で定める割合は、7 分の 6 とする。

附則第 20 条の 2 第 8 項中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改める。

附則第 20 条の 3 第 12 項中「附則第 7 条第 17 項」を「附則第 7 条第 18 項」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 11 項中「附則第 7 条第 16 項各号」を「附則第 7 条第 17 項各号」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条

第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第21条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第5項」を「附則第19条の3第4項」に改める。

附則第21条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第22条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年

度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第23条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第24条第4項を削る。

附則第25条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第28条中「又は第4項」を削る。

附則第34条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第39条中「第38項、第43項若しくは第46項」を「第37項、第42項若しくは第45項」に改める。

附則第41条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第42条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第44条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同条第2項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の柏原市市税条例（次条第2項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び次条第2項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

報告第 9 号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

記

令和 6 年専決第 8 号 損害賠償の額の決定について

令和6年専決第8号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和6年4月22日専決

柏原市長 富 宅 正 浩

記

事 由	事 由 発 生 日 時 ・ 場 所	損害賠償の 相 手 方	損害賠償の額	当事者
職員の公務中 における公用 車での接触事 故	令和6年3月12日 午前10時45分頃 大阪府柏原市円明町 682番地1 ペットボトル減容化施 設	柏羽藤環境 事業組合	3,575,000 円	柏原市

報告第 10 号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定及び市長の専決事項の指定についてにより別紙のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

記

令和 6 年専決第 9 号 損害賠償の額の決定について

令和6年専決第9号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和6年5月22日専決

柏原市長 富 宅 正 浩

記

事 由	事 由 発 生 日 時 ・ 場 所	損害賠償の 相 手 方	損害賠償の額	当事者
職員の公務中 における公用 車内での転倒 事故	令和5年12月11日 午前11時10分頃 大阪府柏原市国分市場 2丁目12番18号先	柏原市内 在住	232,130 円	柏原市

報告第 1 1 号

令和 5 年度柏原市一般会計予算の繰越明許費繰越計算報告について

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、令和 5 年度柏原市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

令和5年度 柏原市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	府支出金	地方債	
2 総務費	1 総務管理費	市有地測量等業務	4,725,000	4,725,000					4,725,000
	2 徴税費	課税システム改修業務	2,200,000	2,200,000		2,200,000			
	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳システム改修業務	5,786,000	5,786,000		5,786,000			
		コンビニ交付システム改修業務	1,881,000	1,881,000		1,881,000			
		戸籍電算システム改修業務	8,338,000	8,338,000		8,338,000			
3 民生費	1 社会福祉費	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業	185,835,000	91,672,000		90,387,000			1,285,000
		物価高騰対策給付金給付事業	760,017,000	676,017,000		671,032,000			4,985,000
	2 児童福祉費	旧柏原西幼稚園測量等業務	1,650,000	1,650,000					1,650,000
		放課後児童会施設整備事業	6,500,000	6,500,000					6,500,000
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	666,000	666,000		666,000			
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	7,847,000	7,847,000		7,847,000			

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	府支出金	地方債	
7 土木費	2 道路橋りょう費	上市法善寺線道路整備事業	8,265,000	8,265,000				7,400,000	865,000
	3 都市計画費	田辺旭ヶ丘線整備事業	28,000,000	28,000,000		2,080,000		1,500,000	24,420,000
9 教育費	2 小学校費	小学校トイレ洋式化事業	56,989,000	56,989,000		14,089,000		42,700,000	200,000
		小学校防火設備改修事業	41,657,000	41,657,000		10,257,000		31,200,000	200,000
	3 中学校費	中学校屋内運動場空調設備設置事業	37,600,000	37,600,000				37,300,000	300,000
		中学校トイレ洋式化事業	84,294,000	84,294,000		20,994,000		63,100,000	200,000
10 災害復旧費	2 教育施設災害復旧費	中学校災害復旧事業	66,041,000	64,568,000		22,996,000		41,300,000	272,000
合 計			1,308,291,000	1,128,655,000		858,553,000		224,500,000	45,602,000

報告第 1 2 号

令和 5 年度柏原市介護保険事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算報告
について

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、令和 5 年度柏原市介護保
険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

令和5年度 柏原市介護保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	府支出金	地方債	
1 総務費	1 総務管理費	介護報酬改定等に伴うシステム改修業務	2,288,000	2,288,000					2,288,000

報告第 13 号

令和 5 年度柏原市下水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、下水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について報告があったので、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

令和 5 年度 柏原市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				不用額	説 明
						国庫補助金	出資金	企業債	損 益 勘 定 金 留 保 資 金		
1 資本的支出	1 建設改良費	管渠整備事業	515,300,000	405,745,041	9,000,000	0	0	0	9,000,000	100,554,959	機器製作に時間を要したことによる
1 資本的支出	1 建設改良費	ポンプ場等整備事業	826,935,000	65,350,312	732,000,000	327,415,000	0	404,300,000	285,000	29,584,688	事業の遅延による

議案第 33 号

工事請負契約の締結について

次のとおり、工事請負契約を締結する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 国分小学校他 1 校屋内運動場空調設備設置工事（国分小学校・玉手小学校） |
| 2 | 契約の方法 | 希望型指名競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 金 1 6 8 , 2 5 6 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 東大阪市永和 2 丁目 1 1 番 3 号
株式会社共進社工業所
代表取締役 山内 順二 |

議案第 3 4 号

工事請負契約の締結について

次のとおり、工事請負契約を締結する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 柏原小学校他 1 校屋内運動場空調設備設置工事（柏原小学校・堅下小学校） |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 希望型指名競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 金 1 5 6 , 2 5 5 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 大阪市西区阿波座 2 丁目 4 番 4 号
田丸産業株式会社
代表取締役 堀田 高志 |

議案第 35 号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域
水道企業団規約の変更に関する協議について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理
する事務に岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市に係る水道事業の経
営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約を変
更することについて、関係市町村と協議するため、同法第 290 条の規定によ
り、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成２２年１１月２日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第２中「藤井寺市」の前に「岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、」を加える。

附 則

この規約は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 36 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を本市人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第 37 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を本市人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第 38 号

柏原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
について

柏原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 号

柏原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

柏原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年柏原市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

別表第２の４の項及び５の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 39 号

柏原市市税条例の一部改正について

柏原市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 号

柏原市市税条例の一部を改正する条例

柏原市市税条例(平成2年柏原市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第60条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第4条の2を削る。

附 則

この条例中附則第4条の2を削る改正規定は公布の日から、第60条の改正規定は令和7年4月1日から施行する。

議案第40号

令和6年度柏原市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度柏原市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77,681千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,498,386千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

令和6年6月3日提出

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		4,867,076	△ 14,300	4,852,776
	2 国庫補助金	778,628	△ 14,300	764,328
17 寄附金		285,400	200	285,600
	1 寄附金	285,400	200	285,600
18 繰入金		1,328,043	7,707	1,335,750
	1 基金繰入金	1,224,000	7,707	1,231,707
19 諸収入		1,460,283	94,574	1,554,857
	5 雑入	1,151,108	94,574	1,245,682
20 市債		1,135,100	△ 10,500	1,124,600
	1 市債	1,135,100	△ 10,500	1,124,600
歳入合計		28,420,705	77,681	28,498,386

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		3,051,154	825	3,051,979
	1 総 務 管 理 費	2,365,436	825	2,366,261
3 民 生 費		12,863,890	695	12,864,585
	2 児 童 福 祉 費	4,524,388	695	4,525,083
4 衛 生 費		2,660,300	102,161	2,762,461
	1 保 健 衛 生 費	1,499,241	102,161	1,601,402
7 土 木 費		2,989,151	△ 26,000	2,963,151
	2 道 路 橋 り ょ う 費	1,215,138	△ 26,000	1,189,138
歳 出 合 計		28,420,705	77,681	28,498,386

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
2 0 2 5 日 本 国 際 博 覧 会 自 治 体 催 事 出 展 支 援 事 業	令和6年度から 令和7年度まで	27,000千円

第3表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
道 路 橋 り よ う 整 備 事 業	301,900	291,400

令和 6 年度柏原市一般会計補正予算（第 1 号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補正額	計	節		説 明
							区 分	金 額	
14			国庫支出金	4,867,076	△ 14,300	4,852,776			
	2		国庫補助金	778,628	△ 14,300	764,328			
		5	土木費国庫補助金	439,336	△ 14,300	425,036			
							1 道路橋りょう費補助金	△ 14,300	上市法善寺線道路整備事業補助金

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補正額	計	節		説 明
							区 分	金 額	
17			寄附金	285,400	200	285,600			
	1		寄附金	285,400	200	285,600			
		1	指定寄附金	285,400	200	285,600			
							1 指定寄附金	200	まちづくり応援寄附金（企業版ふるさと納税）

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補正額	計	節		説 明
							区 分	金 額	
18			繰入金	1,328,043	7,707	1,335,750			
	1		基金繰入金	1,224,000	7,707	1,231,707			
		1	基金繰入金	1,224,000	7,707	1,231,707			
							1 繰入金	7,707	ふるさと基金繰入金

(款) 19 諸収入

(項) 5 雑入

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補正額	計	節		説 明
							区 分	金 額	
19			諸収入	1,460,283	94,574	1,554,857			
	5		雑入	1,151,108	94,574	1,245,682			
		2	雑入	1,150,063	94,574	1,244,637			
							1 雑入	94,574	新型コロナウイルスワクチン接種業 94,454 務助成金 その他雑入 120

(款) 20 市債

(項) 1 市債

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補正額	計	節		説 明
							区 分	金 額	
20			市債	1,135,100	△ 10,500	1,124,600			
	1		市債	1,135,100	△ 10,500	1,124,600			
		3	土木債	359,600	△ 10,500	349,100			
							1 道路橋りょう債	△ 10,500	上市法善寺線整備事業債

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2			総務費	3,051,154	825	3,051,979		825			
	1		総務管理費	2,365,436	825	2,366,261		825			
		1	一般管理費	1,166,437	825	1,167,262		825			
									12 委託料	825	3 人事課事務費 人事情報総合システム改修業 務委託料

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
3			民生費	12,863,890	695	12,864,585	200	495			
	2		児童福祉費	4,524,388	695	4,525,083	200	495			
		1	児童福祉総 務費	462,007	695	462,702	その他 200	495			
									12 委託料	695	2 こども施設課事務費 保育システム改修業 務委託料 495

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分	金	額
										10	子育て支援事業 子育て伴走型支援事業委託料 200

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分	金	額
4		衛生費	2,660,300	102,161	2,762,461	102,161					
	1	保健衛生費	1,499,241	102,161	1,601,402	102,161					
		1 保健衛生総務費	938,965	7,707	946,672	その他 7,707		27	繰出金	7,707	3 病院事業会計繰出金 病院事業会計補助金
		2 予防費	447,518	94,454	541,972	その他 94,454		12	委託料	94,454	2 予防接種事業 新型コロナウイルスワクチン 接種業務委託料

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
7		土木費	2,989,151	△ 26,000	2,963,151	△ 24,800	△ 1,200			
	2	道路橋りょう費	1,215,138	△ 26,000	1,189,138	△ 24,800	△ 1,200			
	3	道路新設改良費	510,016	△ 26,000	484,016	国庫支出金 △ 14,300 地方債 △ 10,500	△ 1,200			
								16 公有財産購入費 21 補償、補填及び賠償金	△ 18,000 △ 8,000	4 上市法善寺線道路整備事業 道路用地購入費 △ 18,000 移転補償費 △ 8,000

議案第41号

令和6年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）

令和6年度柏原市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,592千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,880,788千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月3日提出

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		84	9,592	9,676
	1 国庫補助金	84	9,592	9,676
歳入合計		7,871,196	9,592	7,880,788

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		178,283	9,592	187,875
	1 総務管理費	112,684	9,592	122,276
歳出合計		7,871,196	9,592	7,880,788

令和 6 年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補正額	計	節		説 明
							区 分	金 額	
3			国庫支出金	84	9,592	9,676			
	1		国庫補助金	84	9,592	9,676			
		1	社会保障・	84	9,592	9,676			
			税番号制度 システム整備 費補助金				1 社会保障・税番号 制度システム整備 費補助金	9,592	社会保障・税番号制度システム整備費補助金

歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1			総務費	178,283	9,592	187,875	9,592				
	1		総務管理費	112,684	9,592	122,276	9,592				
		1	一般管理費	111,104	9,592	120,696	国庫支出金				
							9,592		12 委託料	9,592	1 一般管理費 国保システム改修業務委託料

議案第 4 2 号

令和 6 年度柏原市市立柏原病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度柏原市市立柏原病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入の補正）

第 2 条 令和 6 年度柏原市市立柏原病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条に定めた資本的収入の予定額を、次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（ 既決予定額 ）	（ 補正予定額 ）	（ 計 ）
収 入			
第 1 款 資本的収入	596, 304千円	0千円	596, 304千円
第 1 項 企 業 債	165, 600千円	△ 7, 707千円	157, 893千円
第 4 項 補 助 金	0千円	7, 707千円	7, 707千円

(企業債の補正)

第3条 予算第6条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
医療機器等整備事業	87,900千円	80,193千円

令和6年6月3日提出

柏原市長 富宅正浩

補 正 予 算 実 施 計 画

資 本 的 収 入

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資 本 的 収 入			596,304	0	596,304	
	1 企 業 債		165,600	△ 7,707	157,893	
		1 企 業 債	165,600	△ 7,707	157,893	
	4 補 助 金		0	7,707	7,707	
		1 他 会 計 補 助 金	0	7,707	7,707	

令和6年度柏原市市立柏原病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）
（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

（単位：千円）

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	△ 619,644
	減価償却費	352,196
	長期前払消費税償却額	21,038
	資本費繰入収益	△ 84,900
	貸倒引当金の減少額	△ 1,253
	賞与引当金の減少額	△ 9,970
	退職給付引当金の増加額	59,533
	長期前受金戻入額	△ 159,002
	受取利息及び配当金	△ 10
	支払利息	52,874
	固定資産除却損	3,091
	未収金の増加額	△ 101,813
	未払金の増加額	69,769
	貯蔵品の減少額	1,773
	小計	△ 416,318
	受取利息及び配当金の受取額	10
	利息の支払額	△ 52,874
	業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 469,182
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 133,173
	一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	273,311
	投資活動によるキャッシュ・フロー	140,138
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良企業債による収入	157,893
	建設改良企業債の償還による支出	△ 456,622
	ファイナンス・リース債務の返済による支出	△ 717
	他会計からの出資による収入	250,000
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 49,446
4	資金増加（減少）額	△ 378,490
5	資金期首残高	2,659,726
6	資金期末残高	2,281,236

令和6年度柏原市市立柏原病院事業予定貸借対照表
(令和7年3月31日)

資 産 の 部

	千円	千円	千円	千円
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
ア 土 地		273,757		
イ 建 物	7,743,076			
減価償却累計額	<u>△ 3,977,504</u>	3,765,572		
ウ 車 両	10,129			
減価償却累計額	<u>△ 4,194</u>	5,935		
エ 器 械 備 品	2,217,851			
減価償却累計額	<u>△ 1,607,248</u>	610,603		
オ リ ー ス 資 産	4,235			
減価償却累計額	<u>△ 2,343</u>	<u>1,892</u>		
有形固定資産合計			4,657,759	
(2) 無 形 固 定 資 産				
ア ソ フ ト ウ ェ ア		<u>38,232</u>		
無形固定資産合計			38,232	
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産				
ア 長 期 前 払 消 費 税		<u>30,251</u>		
投資その他の資産合計			<u>30,251</u>	
固 定 資 産 合 計				4,726,242
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金			2,281,236	
(2) 未 収 金		705,629		
貸 倒 引 当 金		<u>△ 12,323</u>	693,306	
(3) 貯 蔵 品			<u>10,076</u>	
流動資産合計				<u>2,984,618</u>
資 産 合 計				<u><u>7,710,860</u></u>

負 債 の 部

	千円	千円	千円	千円
3 固 定 負 債				
(1) 企 業 債				
ア 建設改良等の財源に 充てるための企業債	<u>2,412,331</u>			
企 業 債 合 計			2,412,331	
(2) 引 当 金				
ア 退職給付引当金	<u>1,017,507</u>			
引 当 金 合 計			1,017,507	
(3) 長期リース債務			<u>1,314</u>	
固 定 負 債 合 計				3,431,152
4 流 動 負 債				
(1) 企 業 債				
ア 建設改良等の財源に 充てるための企業債	<u>459,084</u>			
企 業 債 合 計			459,084	
(2) 引 当 金				
ア 賞与引当金	<u>166,234</u>			
引 当 金 合 計			166,234	
(3) 短期リース債務			717	
(4) 一時借入金			200,000	
(5) 未 払 金			373,074	
(6) その他流動負債			<u>17,997</u>	
流 動 負 債 合 計				1,217,106
5 繰 延 収 益				
(1) 繰 延 収 益				
ア 長期前受金			7,023,342	
長期前受金収益化 累 計 額			<u>△ 5,867,347</u>	
繰 延 収 益 合 計				1,155,995
負 債 合 計				<u><u>5,804,253</u></u>

資 本 の 部

	千円	千円	千円	千円
6 資 本 金				1,457,261
7 剰 余 金				
(1) 資 本 剰 余 金				
ア 他 会 計 負 担 金		119,800		
イ 受 贈 財 産 評 価 額		6,098		
ウ 寄 附 金		<u>6,050</u>		
資 本 剰 余 金 合 計			131,948	
(2) 利 益 剰 余 金				
ア 減 債 積 立 金		1,013,000		
イ 当 年 度 未 処 理 欠 損 金		<u>695,602</u>		
利 益 剰 余 金 合 計			<u>317,398</u>	
剰 余 金 合 計				<u>449,346</u>
資 本 合 計				<u>1,906,607</u>
負 債 資 本 合 計				<u><u>7,710,860</u></u>

補 正 予 算 基 礎 資 料

資 本 的 収 入

収 入

(単位：千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 企 業 債		165,600	△ 7,707	157,893			
	1 企 業 債	165,600	△ 7,707	157,893			
					企 業 債	△ 7,707	医療機器等整備事業に伴う企業債
4 補 助 金		0	7,707	7,707			
	1 他 会 計 補 助 金	0	7,707	7,707			
					他 会 計 補 助 金	7,707	まちづくり応援寄附金からの繰入